

4. 災 害 对 策

1 首都直下地震等への備え【最重点】

1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・政策企画局)

- (1) 首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、財政上の措置を実施するなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。
- (2) 九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

<現状・課題>

平成25年11月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号。以下「法」という。)が制定され、同年12月に施行された。平成26年3月には、法に基づく緊急対策区域・首都中枢機能維持基盤整備等地区が指定され、前者には東京都の全区市町村が、後者には東京都千代田区、中央区、港区及び新宿区が含まれることとなった。

また、同月には、法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。平成27年3月には、今後10年間で達成すべき減災目標を設定するとともに、当該目標を達成するための施策について具体目標等を定めることを内容とする基本計画の変更がなされた。この変更に伴い、具体的な目標と、目標達成に係る所管省庁が明確となったが、依然として当該目標達成に向けて事業を具体的に実施する主体が明確になっていない。さらに、法では、緊急対策区域に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画(以下「地方計画」という。)を作成することができるとされているが、現時点では地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

平成28年熊本地震、平成30年の大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震といった相次ぐ大地震の発生により、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化、円滑な物資輸送及びり災証明書の発行など、防災対策の実効性を高める上での課題が改めて明らかになった。首都直下地震に関しても、これらの課題解決に向けた具体的な取組が求められている。

また、首都機能のバックアップに関しては、基本計画に基づき作成された政府業務継続計画においては、被害想定を上回る事態を想定し、同計画で定められている代替拠点以外の代替拠点への移転に関して、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、東京圏外も含め代替拠点となり得る地域を対象に、既存の庁舎、設

備及び資機材の活用等に係る具体的なオペレーションについて検討していくこととしている。

しかし、発災時に可能な限り速やかに機能する体制を構築するためには、でき得る限り、物理的・時間的にも近接で確実な立ち上げが可能なさいたま新都心など首都圏内の拠点を活用すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏3, 500万住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中枢機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画において「政府が講ずべき措置」として掲げられている対策に限らず、国が責任を持って防災力の更なる強化のための施策を着実に実施していくこと。
- (2) 法で定められている地方計画、首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画などの中に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を実施すること。
- (3) さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点として位置付けることをはじめ、首都圏を構成する九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

2 国土強靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 総務局)

国土強靱化地域計画に位置付けられた強靱化の取組に対して、具体的な財政措置を実施すること。

<現状・課題>

平成25年12月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強靱化地域計画」を平成28年1月に策定した。

東京は我が国の人口の約1割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組に係る財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国では、地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、これまでの「一定程度配慮する」判断から今後は「重点化」「要件化」を行うこととしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となる新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を実施することが必要である。

<具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強靱化の取組に対して、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を実施すること。

2 帰宅困難者対策の推進【最重要】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

<現状・課題>

東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成24年4月）では、帰宅困難者は約517万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約352万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人々が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成24年9月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成25年4月に東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を施行しているが、対策はまだ道半ばである。

特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働きかけを強化すること。
- (2) 「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者又は管理者などに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。

さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる

場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働きかけること。

- (3) 「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。
- ① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。
 - ② 国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。
 - ③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の3日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減するとともに、民間事業者が、それぞれ負担した費用について、発災後に災害救助法（昭和22年法律第118号）による支弁を受けられることを明確にすること。
 - ④ 一時滞在施設の確保を図ることを目的に実施される災害時拠点強靱化緊急促進事業について、その対象区域を政令指定都市若しくは特別区の主要駅の周辺又は中核市若しくは県庁所在都市の中心駅の周辺とする区域に限定しているが、この要件を緩和し、全ての駅周辺を事業対象区域とすること。
 - ⑤ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。
- (4) 「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。
- (5) 「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参 考

○ 一時滞在施設確保状況（令和3年1月現在）

【施設数】1,132所

（国等28、都立220、区市町村258、民間626）

【受入人数】約43.4万人※

（国等約1.0万人、都立約8.0万人、区市町村約10.7万人、民間約23.6万人）

※92万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者）に対し、約47%

3 緊急地震速報の改善

(提案要求先 気象庁)
(都所管局 総務局)

緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のための取組を早急に行うこと。

<現状・課題>

首都直下地震については切迫性が高く、政府の地震調査委員会によれば、マグニチュード7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70パーセント程度と推定されている。

また、平成25年12月に中央防災会議が発表した首都直下地震の被害想定では、死者最大約2万3千人、経済的被害約95兆円と、甚大な被害をもたらすことが想定されている。

緊急地震速報は、こうした被害の軽減に有効であるが、原理的にP波とS波の到達時間の差を利用していることから、震源に近いところ（おおむね30km以内）では速報が間に合わないといった限界がある。

気象庁では、新しい観測技術の導入や大深度地震計を含む新たな地震観測網の取り込み等の構想を平成26年度に打ち出し、平成28年12月にIPF法導入、平成30年3月にPLUM法の運用開始、令和元年6月に日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の観測データの活用開始、令和2年3月にはS-netから活用する観測点の追加等、技術的・設備的改良を進めているが、時間的猶予が少ない直下型地震に関しては、速報性の更なる改善が必要である。

なお、首都直下地震対策特別措置法においても、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備については、国の努力事項と規定されている。

<具体的要求内容>

気象業務法の規定により、地震動により重大な災害が起こるおそれのある際に発表する、「緊急地震速報（警報）」は気象庁のみが発表できるとされている。

新しい観測技術の導入や新たな観測網データの取り込みなどにより、今後緊急地震速報の精度向上と時間短縮が期待される。しかし、時間的猶予の少ない首都直下地震については、被害軽減に向け都内に対しより迅速で正確な速報発表を行うため、国において下記の施策を強化・推進すること。

- (1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。
- (2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

参 考

(1) 緊急地震速報の種類について

緊急地震速報には、利用者のニーズに合わせて「緊急地震速報（警報）」と「緊急地震速報（予報）」の2種類がある。

・緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れ(震度4以上)が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。

・緊急地震速報（予報）

最大震度3以上の揺れが予想されたとき、またはマグニチュード3.5以上と推定されたとき等に発表する。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表主体について

気象庁は、平成19年10月1日の一般提供開始当初、緊急地震速報を、気象業務法第11条に基づく観測成果の発表として提供していたが、その後同法を改正し、地震動（地震による揺れ）に関する警報・予報と位置付けた（平成19年12月1日施行）。

その際、発表する名称については、引き続き「緊急地震速報」を用いることとし、警報を「緊急地震速報、あるいは緊急地震速報（警報）」、予報を「緊急地震速報（予報）」と定めている。

これにより、緊急地震速報(警報)は、気象庁以外のものによる発表が禁じられるとともに、NHKに放送の義務がそれぞれ規定された。

(3) 首都直下地震対策特別措置法における記述

（地震観測施設等の整備）

第三十五条 国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(4) I P F法について

気象庁が平成28年12月14日から運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の一つであり、緊急地震速報の震源決定や地震判定において、より信頼性を向上させた震源の推定手法である。

(5) P L U M法について

気象庁が平成30年3月22日から運用を開始した、緊急地震速報の技術的な改善手法の一つであり、巨大地震の震源から遠い地域での震度予測において、精度を向上させた震度の推定手法である。

(6) 日本海溝海底地震津波観測網（S - n e t）について

国立研究開発法人防災科学研究所（以下「防災科研」という。）が保有する東日本太平洋沖の地震津波観測網であり、気象庁が防災科研と連携し、S-netの観測データを緊急地震速報に活用することで、東日本太平洋沖で発生する地震に対して緊急地震速報発表の迅速化が期待され、令和元年6月27日から運用を開始した。

なお、運用開始当初はS-netの観測点のうち、日本海溝より陸側の観測点のデータを活用していたが、令和2年3月24日から、日本海溝より東側の観測点のデータも活用している。

4 災害医療体制の充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

都道府県が地域の実情を踏まえた災害医療体制を構築できるよう、全国一律の画一的な基準を設定することなく、地方自治体の自主性及び自立性に基づく取組についても、国の責任において必要な財政支援を行うこと。

また、災害時の効果的な広域支援のあり方について具体的に検討し、国の責任と役割を明確にすること。

<現状・課題>

都はこれまで、災害対策基本法に規定する東京都地域防災計画に基づき災害拠点病院として84病院を指定するとともに、救命救急センター等25病院に東京DMATを整備し、1,000人を超える隊員の養成を行い、震災のみならず、都市型災害等の大規模災害に対応できる体制整備を進めてきた。

一方、国においては、「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告（平成23年10月31日厚生労働省）により、被災地外から参集したDMATに必要な物資の提供や移動手段の確保、関係機関の連携体制の構築に向けた地域災害医療対策会議の設置支援などが示されたが、災害医療体制の整備における国の役割や責任を明らかにしていない。

特に、DMATについて、都では、東京消防庁連携隊の編成など、災害現場で活動する東京DMAT活動の安全確保策等を講じているところであるが、国が定めるDMAT活動は、十分な安全確保策が図られていない。

さらに、国は、都道府県が航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置することとし、都に対しては都内3か所の候補地にSCUを設置するよう求めているが、東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地の3か所とも設置運営について関係省庁間で十分な調整が図られていない。広域的な災害対策であることから、国が責任を持って対策を講じるべきである。

このほかにも、災害時における船舶を活用した医療救護活動の検討や、個人情報保護を踏まえた診療記録の保持、共有など広域的な連携について、国が主体となって進める必要がある。

また、国の通知を受け、都は広域災害救急医療情報システム（EMIS）への全病院登録が完了した。災害時に医療機関が被災状況等の入力を行うためには、入力内容や操作等に関する研修を行う必要があるが、国は都道府県担当者に対する研修しか実施していない。

災害拠点病院の指定要件については、燃料の確保や病院の機能を維持するための水、衛星通信回線の確保や食料・飲料水・医薬品等の備蓄を3日間程度とする

ことが示されているが、拠点病院においてこれらの要件を満たすための体制整備を行う際の国からの支援策は講じられていない。

加えて、災害拠点病院は災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース等を有することが望ましいとされているため、国土交通省の「災害時拠点強靱化緊急促進事業」を活用し整備をしている。しかし、備蓄倉庫を国の補助金等を活用して整備することなどが事業要件となっているため、補助金を活用できる災害拠点病院は限られており、整備促進を図れない。

地震等の災害時には、災害拠点病院を中心に多くの傷病者を受け入れることになるが、今般の新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症まん延下における災害時の医療提供体制について、必要な対策等は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 災害医療体制の充実に向け、全国からDMATなどの医療チームが参集した場合に必要な資器材や搬送手段の確保について国の役割と責任を明確化するとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、熱傷をはじめ災害時に想定される重症者の治療に必要な医薬品・資器材等の備蓄、地域災害医療対策会議の設置準備等に対して補助制度の充実を図ること。
- (2) 広域的に被災地支援を行うDMAT活動については、「病院支援及び地域医療搬送」と「現場活動」を明確に区別し、特に災害現場において消防機関等による安全管理を徹底するとともに、広域的に被災地支援を行うDMAT隊員の安全性を十分に確保すること。
- (3) 東京国際空港、基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び陸上自衛隊立川駐屯地において航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置運営できるように、内閣府等と調整すること。
- (4) 災害時の船舶の活用については、国が主体となって検討を行うこと。また、災害現場等で用いられている緊急時の診療記録について、災害発生時や大規模イベントでの多数傷病者発生時に円滑に使用できるよう、法的な位置付けや運用上の課題等に関する整理を行い、制度を整えること。
- (5) 医療機関などが災害時に迅速で確実な情報の入力ができるよう、EMIS研修に必要な財政支援を行うこと。
- (6) 災害拠点病院における災害時用の燃料や病院の機能を維持するための水の確保、通信回線や食料等の備蓄に要する経費について、財政支援を行うこと。
- (7) 災害医療体制の強化を図れるよう、災害時拠点強靱化緊急促進事業の事業要件を見直すこと。
- (8) 新興・再興感染症まん延下における災害時の医療提供体制について、必要な対策を示すとともに、都道府県が地域の実情に応じて柔軟に体制整備に取り組むことができるようにすること。

5 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

1 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

(提案要求先 内閣府・資源エネルギー庁)
(都所管局 総務局)

大規模災害が発生した場合でも、都民の生活に直結する重要な施設へ安定的に燃料が供給されるよう、都と連携し、体制を強化・運用すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、平常時の約3割に相当する処理能力が失われ、石油事業者は、他地域の製油所の稼働率を引き上げるなどにより対応したが、計画停電や道路の通行止め等の影響により、東京都も含め、局地的な燃料不足が生じた。

国は、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）を平成24年11月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する災害時石油供給連携計画の作成・届出を義務付けるなど体制の強化を図った。また、平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、自家発電機の導入を支援することにより、災害時において地域の石油製品の供給拠点となる「住民拠点SS」の整備を進めている。さらに、近年相次いで発生した災害での課題を踏まえ、製油所・油槽所の非常用発電機の整備など強靱化対策を実施している。

都は、給油所事業者との契約による燃料備蓄とともに、災害時石油供給連携計画に積極的に関与することで、災害拠点病院等の災害対策上重要な施設の燃料確保を進めることとし、平成27年5月に、資源エネルギー庁、石油連盟等との連携体制を構築するため「大規模災害時における石油燃料の確保に関する連絡協議会」を設置した。

今後、首都直下地震などが発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、都内は大きく混乱し、都民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、体制の一層の充実が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 大規模災害発生時においては、国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。
- (2) 都民生活への影響を極力抑えるため、都が燃料を備蓄している東京都指定給油所をはじめ、国が整備する住民拠点SS等に対して継続的に燃料供給を行うこと。
- (3) あわせて、都民の生活に直結する重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、都との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

2 医療機関の電力と水の確保に対する支援

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・病院経営本部)

大規模災害発生時に、医療機関が診療機能に支障を来さないよう、電力と水の確保についての具体的支援策を講じること。

<現状・課題>

近年の大規模な自然災害では、医療機関において、停電や地震による揺れ、断水、浸水、暴風等により病院機能に支障を来すなど医療提供体制に大きな影響を受ける災害が相次いで発生している。

様々な検査機器、生命維持装置が稼動している医療機関にとって、電力不足による診療機能の低下は、患者の生命維持そのものを脅かす事態に直結するものである。

また、人工透析や創洗浄、器材洗浄、厨房、便所等多くの水を必要とする医療機関にとって、災害時における断水は、診療の継続を極めて困難にするものである。

都は、大規模災害発生時等の電力不足に対応するため、平成23年度から平成25年度にかけて病院及び診療所を対象とした自家発電機の整備に係る補助を実施した。令和元年度からは、災害拠点病院とそれを補完する役割を担う災害拠点連携病院を対象に、自家発電機の浸水対策及び地震の揺れ対策に係る補助を実施し、さらに令和2年度からは自家発電機等の新設や増設についても補助対象として実施している。

国は、災害時に備え燃料や水等を備蓄するよう求めているが、都内の医療機関は、敷地が狭あいで地価も高いため、燃料等の備蓄場所の確保等が困難な場合も多い。東京の地域特性を踏まえた、災害時に燃料等が確実に供給される対策が必要である。

また、災害拠点病院や救命救急センター等一部の病院を対象に、自家発電機及び受水槽の整備などの経費を支援しているが、災害時に発生する多くの患者に対応するためには、医療機関が機能を維持しその役割を果たすことが重要であることから、国の責任において災害時に全ての医療機関の診療機能を確保するための具体的かつ実効性のある支援策を講じるべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 大規模災害発生時等の電力不足に医療機関が的確に対応できるよう、国は適切・正確な情報を提供すること。
- (2) 近年の豪雨災害などによる浸水や停電等の影響を踏まえ、災害拠点病院のほか、自家発電機の設置や増設、移設などを検討する全ての医療機関に対する支援制度を早急に創設するとともに、地震の揺れ対策についても施策を講じること。
- (3) 全ての医療機関の自家発電機等の燃料や水については、東京の地域特性を

踏まえ、国の責任において確保するとともに、確実に供給するための体制を整備すること。

- (4) 地震や風水害等の自然災害に備え、受水槽の設置や増設、移設などを検討する全ての医療機関に対する支援制度を早急に創設すること。
- (5) 風害や落雷などを含めたあらゆる災害時において傷病者へ確実に医療を提供できるよう、体制確保に必要な整備費補助を創設すること。

6 大規模災害時における被災者の生活再建支援制度の在り方

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 福祉保健局)

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

<現状・課題>

被災者生活再建支援制度については、平成19年11月の法令改正により、被災者生活再建支援金の支給要件である年齢及び所得制限の撤廃による対象世帯の拡大や、用途を限定した上で実費額を支給する方式から、用途を限定しない定額渡し切り方式への変更など、被災者の生活支援の充実に向けて一定の見直しが図られた。

しかし、その原資は都道府県が相互扶助の観点を踏まえ拠出した被災者生活再建支援基金のみである。支援金の負担割合については、東日本大震災では特例的な措置として国が10分の8、地方が10分の2となったものの、現行制度では、国、地方とも2分の1となっている。政治・経済の中心地である東京を中心とした首都圏に、首都直下地震等大規模災害が発生した場合には、支出は兆単位に上がることが見込まれ、現行制度で対応することは困難である。

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）においても、「別に法律で定めるところにより、特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるもの」とされている。

また、現行制度では、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が生じるなど、被災者の生活再建のニーズに即した仕組みとなっていない。

<具体的要求内容>

被災者生活再建支援基金では対応困難な大規模な災害が発生した場合には、国の全額負担による新たな支援制度を構築すること。また、制度の構築に当たっては、被災者の生活再建のニーズに即したものとすること。

7 首都東京を守るテロ災害への対応力の強化

(提案要求先 内閣官房・警察庁・消防庁)
(都所管局 東京消防庁)

- (1) 爆破テロ災害発生時の警察機関等との連携要領を策定すること。
- (2) NBCテロ災害に関する装備・資器材の財政措置を行うこと。

<現状・課題>

(1) 東京消防庁は、爆破テロ災害が発生した場合には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、都民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

依然として発生が危惧される爆破テロ災害に対しては、警察機関等との連携が不可欠であるが、現時点で具体的な連携要領は国から示されていない。

(2) NBCテロ災害に対応するために化学剤検知器や各種分析装置等の資器材が緊急消防援助隊用として無償貸与されているが、耐用年数を経過し不具合や故障が頻発しているが、更新がなされていない。

また、世界的に需要が高まり防護衣やNBCテロ災害対応資器材の消耗品の輸入が困難になり、仕様書の変更等により対応する事案が生じた。

<具体的要求内容>

(1) 爆破テロ等のテロ災害への対応は、国民保護法制実施の1つであり、国の法定受託事務であることから、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等への働きかけを行い、警察活動の基本的な出動体制、活動体制、初動対応要領等を踏まえた具体的な連携要領を策定すること。

(2) NBCテロ災害対処に必要な装備、資器材について、最新の資器材に更新するなど財政措置をすること。

また、国内において防護衣等のテロ災害対応資器材が入手困難な場合には、関係省庁との調整、一元的な買入れ等により、消防機関における必要数を確保すること。

8 災害情報等の多言語発信

(提案要求先 気象庁)
(都所管局 総務局)

気象庁が発信する防災情報を多言語で発信するなど、災害時における外国人への情報提供体制を充実すること。

<現状・課題>

訪日外国人旅行者は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年には前年度比マイナス87%の412万人となったものの、在留外国人は微減の288万人となっている。こうした中、大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震、都内でも被害が発生した令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風では、観光客を含む多くの外国人が防災情報等を収集できない事態が生じるなど、多言語での防災情報等の発信について課題となっている。

気象庁では、情報配信事業者等が多言語で防災情報を発信する場合に必要な翻訳表現を考案し、多言語辞書として公表しているが、災害時に情報発信を行うには、当該多言語辞書を活用したとしても、発信主体ごとに情報の多言語化を行う必要があり、発信主体ごとに多言語への翻訳の費用が発生する状況にある。

災害時等の緊急事態における災害情報等の多言語での発信に当たっては、外国人が必要とする情報を迅速かつ正確に提供するとともに、全国で均質的な情報提供を確保するためにも、国による情報発信を行う体制を整備することが必要である。

<具体的要求内容>

災害時等の緊急事態においても、迅速かつ正確に国の災害情報を多言語により提供できる体制の更なる整備を図るとともに、災害情報の発信に当たっては、発信主体ごとに多言語への翻訳を行うのではなく、気象庁により一元的に多言語化を図ること。

参 考

気象庁の多言語対応について

気象庁は、緊急地震速報等を情報配信事業者等が多言語で提供する際に必要となる翻訳表現を、緊急地震速報・津波警報の『多言語辞書』として平成27年に公表。平成31年3月には気象警報等の『多言語辞書』を公表。また、令和元年7月からは気象庁ホームページにおいて気象警報等を多言語で配信開始。

(翻訳言語：14カ国語)

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・「やさしい日本語」など)

9 消防関係講習のオンラインによる実施の推進

(提案要求先 消防庁)
(都所管局 東京消防庁)

消防法に定める防火・防災管理講習、危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習について、オンラインによる実施環境を整備すること。

<現状・課題>

消防法令に定める防火・防災管理講習、危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習については、新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会場で各種の感染予防対策を講じて実施しているが、コロナ禍における社会生活の変化、社会全体のデジタル化の中で、講習についてもオンラインにより実施することが求められている。

講習をオンラインにより実施することは、受講者の感染防止対策として有効であるほか、受講者にとって時間や場所に影響されずに受講することができること、講義を聞き直すことができることなど、各受講者の利便性の向上を図ることもできる。

また、講習終了後に受講証明書を受講者にメールで送り、当該受講者がメールのデータを保存せずに、印刷して免状とともに保管している場合、受講証明書を紛失すると、立入検査等の際に受講状況を確認することができない。

消防法では、危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習は都道府県知事が実施することとされており、都道府県知事間での受講履歴の情報が共有されていないため、消防機関が最新の受講状況を確認することができないなどの課題がある。

<具体的要求内容>

オンラインによる講習の実施に必要な環境を整備するため、補助金などの財政的支援を図った上で、支障となっている次の項目について実施すること。

- (1) 申請者本人が受講したことの確認方法について示すこと。
- (2) 法令に定められた講習時間を不足なく受講したことの確認方法について示すこと。
- (3) 講義内容を正しく理解したかの確認方法について示すこと。
- (4) ① 受講したことの証明方法について示すこと。
デジタル的手法により行う方法（例えばデジタル規格による電子的なものを交付する、受講証明書をメールで送付する等）を具体的に示すこと。
- (4) ② 危険物取扱者免状及び消防設備士免状について、全国の消防機関がアクセスできるデータベースを構築すること。